

# 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

平成23年6月17日、「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」が公布され、誘導灯の非常電源を60分間以上が義務付けられている防火対象物で階段通路誘導灯の代替として設置している非常灯も長時間形(60分間)への置き換えが義務付けられることになりました。省令が施行される平成24年12月1日以降は誘導灯に続き、非常灯も長時間形へ移行し、平成26年12月1日からは完全義務化となります。

## ■ 省令改正内容

○総務省令第五十五号（平成23年6月17日）

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三及び第十七条の十並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十六条第一項ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

この省令（第一条中消防法施行規則第二十八条の二第二項第四号の改正規定）は、平成二十四年十二月一日から施行する。

【現行】

### 第二十八条の二

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一～三(略)

四 令別表第一（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの。

【改正】

### 第二十八条の二

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一～三(略)

四 令別表第一（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの。

上記省令により、階段及び傾斜路に設ける非常灯も長時間形(60分間)へと設置義務が改正されます。  
それに伴い、**誘導灯に続き、非常灯も長時間形へと移行していく必要があります。**

## ■ 防火対象物の階段、傾斜路非常灯の対応



長時間形(60分)の誘導灯の代替として長時間形(60分)の非常灯設置が必要となる防火対象物は、(1)～(4)のいずれかに該当する場合の直通階段及び地下駅舎の乗降場に通じる階段傾斜路です。

- (1)延べ面積5万平方メートル以上
- (2)地階を除く階数が15階以上あり、かつ延べ面積3万平方メートル以上
- (3)地下街で延べ面積千平方メートル以上
- (4)地下駅舎のうち、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの

## ■ 施行日 平成24年12月1日

階段通路誘導灯を非常灯で代用する場合、

**平成24年12月1日より前に設置した30分間の非常灯は平成26年11月30日までに60分間への変更が必要です。**